

「みなし自由脱退」に関するお知らせ（公告）

松江保健生活協同組合では、2020年3月31日をもって「住所不明組合員のみなし自由脱退手続き」を行います。今回、定款第10条2項と3項及び「所在不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規則」に基づいて、「みなし自由脱退」対象者の公告を行います。

2019年11月30日
松江保健生活協同組合
理事長 大田 誠

1. 「みなし自由脱退」対象の組合員とは

毎年5月31日を基準日として、

- (1) 「出資持高通知書」や毎月の「強い体」が届かず、住所不明が3年以上続いている組合員。
 - (2) 生協病院などの事業所利用が1年以上ない組合員。
 - (3) 出資金の増資・減資等が1年以上ない組合員。
- 以上、3つの点すべてに該当する方です。

2. 公告期間は2019年11月30日から2020年3月20日までです

「みなし自由脱退」対象の組合員に当てはまる方は、お近くの事業所または本部事務局総務部までご連絡下さい。

3. 連絡がない場合「みなし自由脱退」の手続きを行います

期間内に連絡がなく、実在が確認できないときは、定款第10条2項「脱退の予告があったもの」とみなし、「みなし自由脱退」の手続きを行います。

この方法によって脱退した組合員については、後日、本人からの申し出があれば、規則に基づいて出資金を返還、あるいは組合員資格を回復します。

お問い合わせ先
松江保健生協総務部
☎0852-22-0723